

芦屋市無電柱化推進計画
実施計画

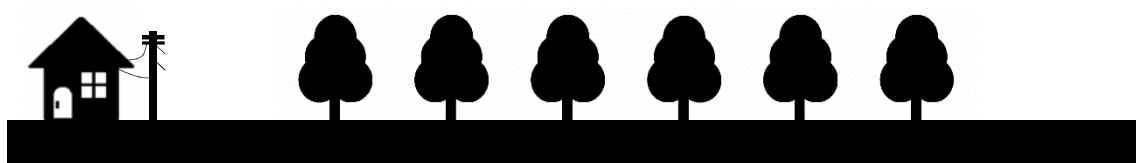
空を以て 未来へ

令和4年12月
芦屋市

目 次

(1) 無電柱化推進計画実施計画の位置づけ	2
(2) これまでの取組	4
(3) 令和4年度～令和8年度における市の取組	6
1. 市の事業スケジュール	6
2. 住民要望による無電柱化検討地区	8
(4) 無電柱化の推進に向けた取組	10
1. 電柱を増やさない取組	10
2. 無電柱化における災害時の課題への対応	11
(5) 無電柱化推進計画実施計画 実施計画路線図	14
(6) 巻末資料	
1. 計画策定の経過	16
2. 芦屋市無電柱化推進協議会 組織名簿	17

(1) 無電柱化推進計画実施計画の位置づけ



(1) 無電柱化推進計画実施計画の位置づけ

本市では、「電柱・電線のないまち」を目標とし、平成30年10月に「芦屋市無電柱化推進計画」（以下、「推進計画」という）を策定して、計画開始年次より概ね10年の“整備方針”と“整備目標”を定めました。

芦屋市無電柱化推進計画実施計画（以下、「実施計画」という）は、推進計画の中で示された整備目標の達成を目指し、整備方針に基づいて無電柱化を推進する短期目標路線（10年以内に着手する路線）及び無電柱化検討地区の直近5年間の事業スケジュールを明確にするとともに、その他無電柱化の推進に向けた方策の具体的な取組内容を定めた計画です。

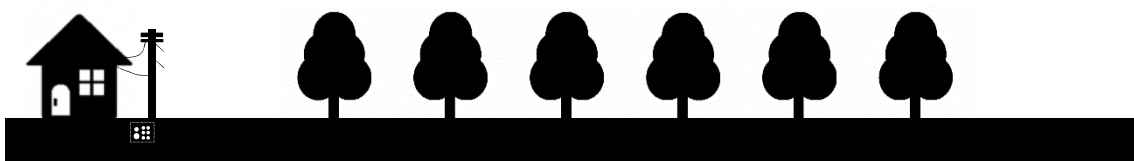
実施計画を基に、芦屋市道路管理者・電気通信事業者・地下埋設物管理者で組織する芦屋市無電柱化推進協議会（以下、「協議会」という）において、取組の進捗状況の確認と評価を行い、必要に応じて実施計画を見直して、より円滑な事業進捗を図ります。

なお本計画は、地域との協議状況やその他施策、財政状況等により見直しが必要と判断した際は、実施計画の見直しを行います。（図-1 参照）



図-1 芦屋市無電柱化推進計画実施計画の位置づけ

(2) これまでの取組

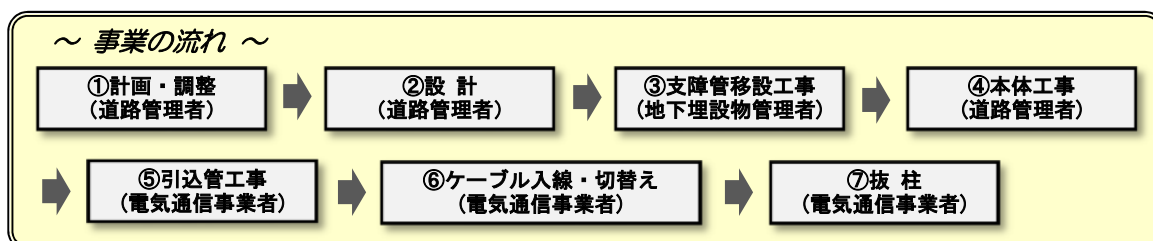


(2) これまでの取組

推進計画の開始年次より、令和3年度までに整備に着手・完了した路線は以下のとおりです。

表-1 無電柱化の整備に着手・完了した路線

推進計画の中の位置づけ	整備箇所	対象路線	実施(計画)道路延長	事業状況	整備手法
(5) 1-7 公共施設整備に併せた無電柱化	精道中学校周辺	市道314号線	130m	令和元年度 ⑦抜柱完了	単独地中化
(4) 2-1 短期目標路線	芦屋川右岸線 (鳴尾御影線以南)	市道217号線	318m	令和3年度 ④本体工事完了 ⑤引込管工事中	電線共同溝 (浅層埋設)
(4) 2-1 短期目標路線	芦屋川左岸線 (鳴尾御影線 ～阪神電鉄)	市道216号線	79m	令和3年度 ④本体工事完了 ⑤引込管工事中	電線共同溝 (浅層埋設)
(4) 2-1 短期目標路線	鳴尾御影線 (芦屋川右岸線～ 県道奥山精道線)	市道338-1号線	124m	令和3年度 ④本体工事完了 ⑤引込管工事中	電線共同溝 (浅層埋設)
(4) 2-1 短期目標路線	芦屋川右岸線 (鳴尾御影線以南)	市道217号線 市道312号線 市道216号線	693m	令和3年度 ④本体工事中	電線共同溝 (浅層埋設)



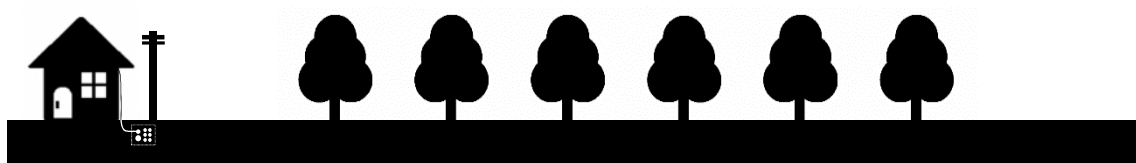
【整備前】



【整備後】

公共施設整備に併せた無電柱化（精道中学校周辺）

(3) 令和4年度～令和8年度における市の取組



(3) 令和4年度～令和8年度における市の取組

1. 市の事業スケジュール

推進計画に基づき、短期目標路線を優先に、協議会で調整を図りながら無電柱化に取り組んでいきます。無電柱化検討地区においては、事業実施に向けた課題の解決が図られたのち、短期目標路線と実施時期を調整のうえ、事業に着手します。

令和4年度～令和8年度における市の実施計画は、次頁『直近5年間の事業スケジュール表』のとおりです。

なお、各路線の着手にあたっては、関係事業者との合意状況や、市の財政や他の施策との優先度を踏まえ、実施判断を行います。

■ 直近5年間の事業スケジュール表（令和4年度～令和8年度）

芦屋市無電柱化推進計画実施計画（令和4年12月）

無電柱化計画箇所	計画道路延長	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施計画路線						
①ー1 短期目標路線（実施予定路線）						
A 芦屋川右岸線 （鳴尾御影線以南）	731m	④本体工事/ ⑤引込管工事	⑥ケーブル入線・切替え/ ⑦抜柱		令和6年度完了予定	
B 芦屋川左岸線 （鳴尾御影線～阪神電鉄）	69m	⑤引込管工事	⑥ケーブル入線・切替え/ ⑦抜柱		令和6年度完了予定	
①ー2 短期目標路線（他事業に併せて取り組む必要のある路線）						
C 駅前広場西線 （JR芦屋駅南口～芦屋川左岸線）	371m					令和9年度以降計画予定
D 駅前広場東線 （JR芦屋駅南口～芦屋中央線）	102m					令和9年度以降計画予定
①ー3 短期目標路線（路線評価による路線）						
E 芦屋川右岸線 （鉄道沿西線～阪急電鉄）	358m					令和9年度以降計画予定
F 鳴尾御影線 （芦屋川右岸線～県道奥山精道線）	100m	⑤引込管工事	⑥ケーブル入線・切替え/ ⑦抜柱		令和6年度完了予定	
G 芦屋中央線 （駅前広場東線～国道2号）	137m					令和9年度以降計画予定
H 芦屋中央線 （国道2号～国道43号）	522m					令和9年度以降計画予定
②住民要望による無電柱化						
I 六麓荘地区	1464m		①計画・調整/ ②設計	③支障管移設工事	④本体工事	

※ 上記スケジュールは、関係事業者との合意状況や市の財政状況等により変更する場合があります

2. 住民要望による無電柱化検討地区

地域住民より無電柱化の要望が高まり、地上機器の設置場所等、無電柱化に関する課題が解決する際には、事業手法等を検討のうえ、無電柱化を図ります。

平成 30 年 10 月に六麓荘町町内会から要望を受け、下記の路線における無電柱化に向けた、事業手法等の協議・検討を地域とともに進めてきました。地上機器の設置場所について、町内会が主体となり土地所有者等との協議を行い、地上機器の設置場所の確保ができる見込みとなったことから、本地区の無電柱化を進めます。

路線名	計画道路延長
市道 143 号線	400 m
市道 137 号線	14 m
市道 141 号線	131 m
市道 141-1 号線	72 m
市道 142 号線	101 m
市道 214-1 号線	76 m
市道 525 号線	165 m
市道 526 号線	85 m
市道 524 号線	420 m



図-2 六麓荘地区における計画路線

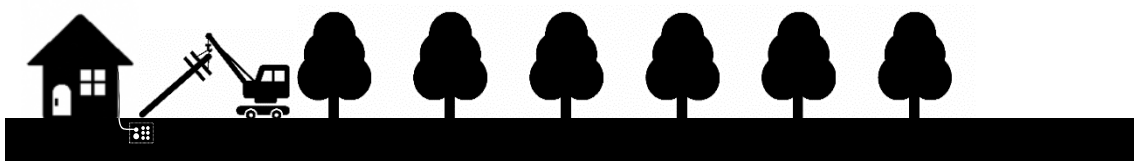


既に無電柱化されている六麓荘町のまちなみ



協議・検討を進めている六麓荘町のまちなみ

(4) 無電柱化の推進に向けた取組



(4) 無電柱化の推進に向けた取組

1. 電柱を増やさない取組

電柱の設置を抑制する取組として、道路法第37条第1項に該当する道路について、新たな電柱の占用を禁止する措置を進めます。

本市では、歩行者の安全かつ円滑な通行を図るため、道路法第37条第1項に基づく新たな電柱の道路占用を原則禁止とする区域を指定してまいります。

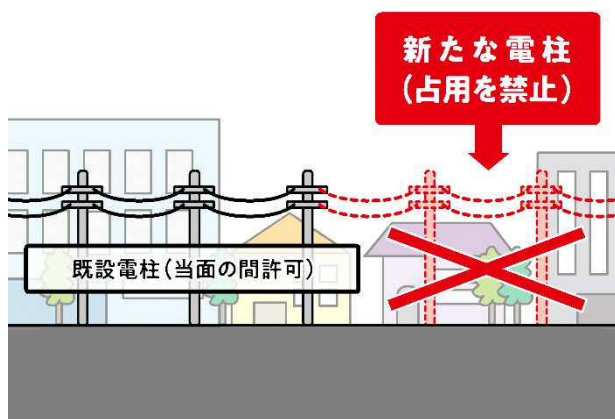


図-3 道路法第37条第1項に基づく電柱の占用禁止措置

(道路法第37条第1項)

道路管理者は、次に掲げる場合においては、第33条、第35条及び前条第2項の規定にかかわらず、区域を指定して道路（第2号に掲げる場合にあつては、歩道の部分に限る。）の占用を禁止し、又は制限することができる。

- 1 交通が著しくふくそうする道路又は幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るために特に必要があると認める場合
- 2 幅員が著しく狭い歩道の部分について歩行者の安全かつ円滑な通行を図るために特に必要があると認める場合
- 3 災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合

2. 無電柱化における災害時の課題への対応

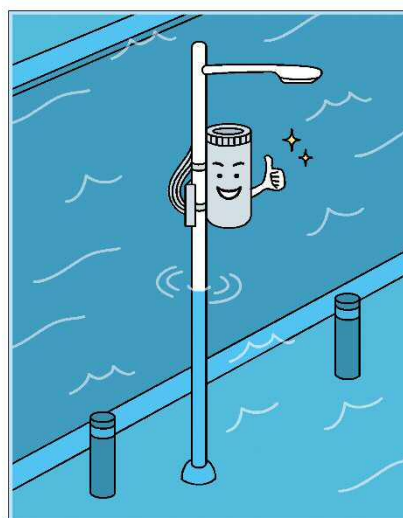
電線共同溝方式による無電柱化を図る場合には、電気事業者の道路占用物として、一般的に道路区域内の歩道上に地上機器が設置されます。

地上機器の高さは概ね1 m程度であり、津波や高潮、洪水等の災害時において、1 m以上の浸水が発生した際には、地上機器の水没により、停電が発生する可能性があります。

各災害の想定浸水範囲を踏まえて、災害時に地上機器が水没する恐れがある路線については、電線共同溝方式の中でも柱上型機器により整備する手法などを採用して、災害時における浸水対策を図ります。



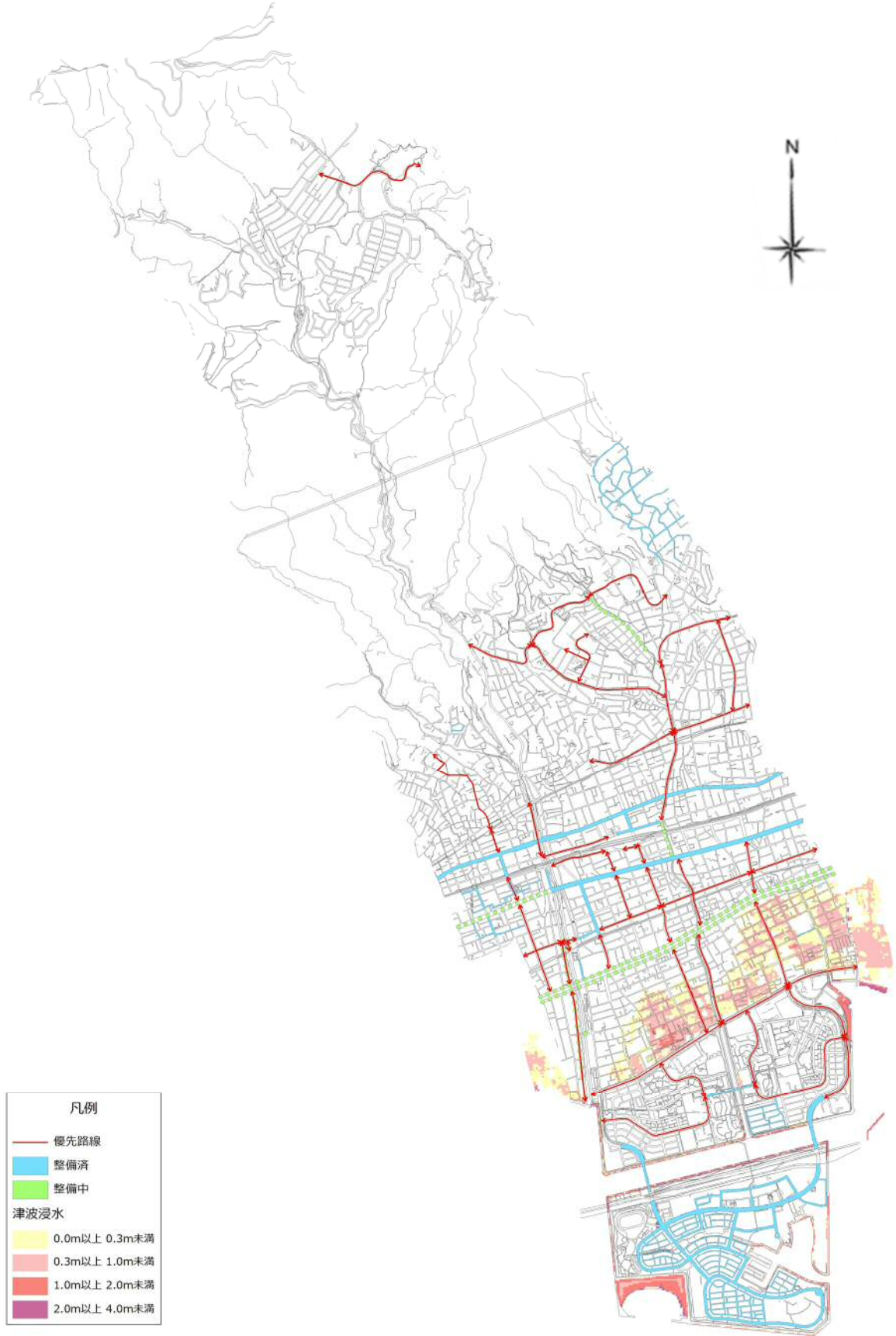
柱上型機器（海洋町）



（柱上型機器の場合）

図-4 災害時における浸水対策効果イメージ

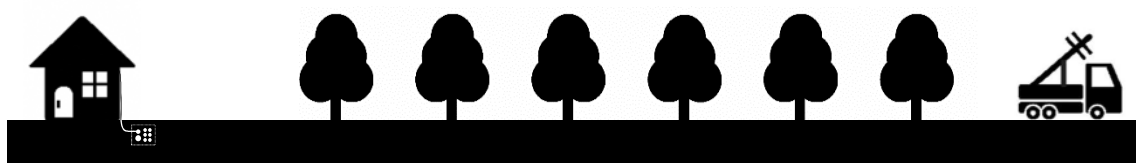
無電柱化路線 / 優先路線と津波想定被害関係図



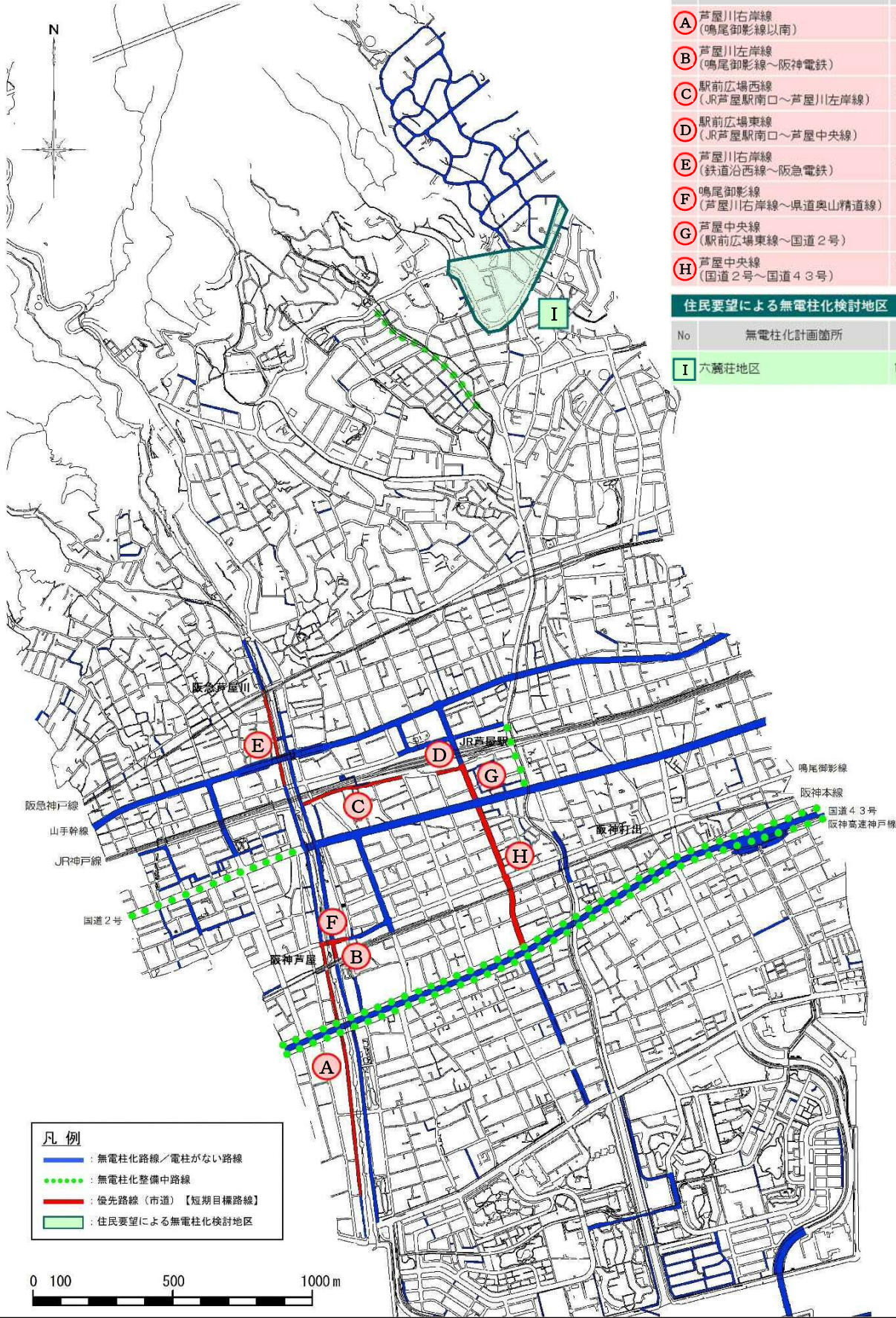
【津波想定エリア出典元】ひょうごオープンデータカタログ

http://open-data.pref.hyogo.lg.jp/index.php?key=muumodlfz-80#_80

(5) 無電柱化推進計画実施計画 実施計画路線図



(5) 無電柱化推進計画実施計画 実施計画路線図

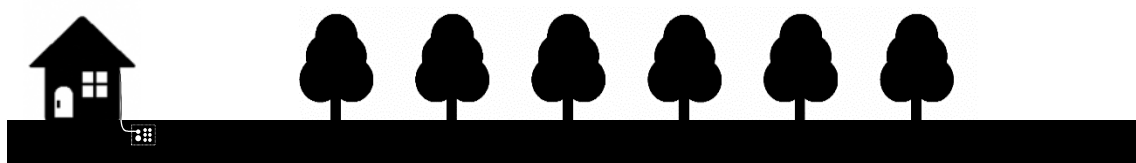


- 凡例**
- : 無電柱化路線／電柱がない路線
 - : 無電柱化整備中路線
 - : 優先路線（市道）【短期目標路線】
 - : 住民要望による無電柱化検討地区

実施計画路線			
No	無電柱化計画箇所	計画延長	事業状況
A	芦屋川右岸線 (鳴尾御影線以南)	731m	引込管 工事中
B	芦屋川左岸線 (鳴尾御影線～阪神電鉄)	69m	引込管 工事中
C	駅前広場西線 (JR芦屋駅南口～芦屋川左岸線)	371m	R9以降 着手
D	駅前広場東線 (JR芦屋駅南口～芦屋中央線)	102m	R9以降 着手
E	芦屋川右岸線 (鉄道沿西線～阪急電鉄)	358m	R9以降 着手
F	鳴尾御影線 (芦屋川右岸線～県道奥山精道線)	100m	引込管 工事中
G	芦屋中央線 (駅前広場東線～国道2号)	137m	R9以降 着手
H	芦屋中央線 (国道2号～国道43号)	522m	R9以降 着手

住民要望による無電柱化検討地区			
No	無電柱化計画箇所	計画延長	事業状況
I	六菟荘地区	1464m	R5着手 予定

(6) 卷末資料



1. 計画策定の経過

令和4年3月策定

実施日	会議等名称	内容
令和3年 3月 11日	第25回 芦屋市無電柱化推進協議会	事業スケジュールの調整 無電柱化検討地区の整備検討
令和3年 7月 7日	第27回 芦屋市無電柱化推進協議会	事業スケジュールの調整 無電柱化検討地区の整備検討
令和3年 8月 5日	第28回 芦屋市無電柱化推進協議会	事業スケジュールの調整 無電柱化検討地区の整備検討
令和3年10月 7日	第29回 芦屋市無電柱化推進協議会	事業スケジュールの調整 無電柱化検討地区の整備検討
令和3年11月11日	第30回 芦屋市無電柱化推進協議会	事業スケジュールの調整 無電柱化検討地区の整備方針 推進に向けた取組方針
令和3年12月16日	第31回 芦屋市無電柱化推進協議会	無電柱化検討地区の整備計画
令和4年 3月10日	第32回 芦屋市無電柱化推進協議会	推進に向けた取組方策 計画素案の確認

令和4年12月策定

実施日	会議等名称	内容
令和4年 6月 9日	第34回 芦屋市無電柱化推進協議会	無電柱化検討地区の整備検討
令和4年 8月18日	第35回 芦屋市無電柱化推進協議会	無電柱化検討地区の整備検討
令和4年 9月 8日	第36回 芦屋市無電柱化推進協議会	無電柱化検討地区の整備検討
令和4年10月13日	第37回 芦屋市無電柱化推進協議会	無電柱化検討地区の整備検討
令和4年11月10日	第38回 芦屋市無電柱化推進協議会	事業スケジュールの調整 無電柱化検討地区の整備検討 計画素案の確認

2. 芦屋市無電柱化推進協議会 組織名簿

(令和4年12月時点)

委員分類	所属
芦屋市道路管理者	芦屋市 都市建設部 道路・公園課
電気通信事業者	関西電力送配電(株) 兵庫支社
	西日本電信電話(株)
	(株)オプテージ 技術本部 光・アクセス設備運用部
	(株)ジェイコムウエスト神戸芦屋局
地下埋設物管理者	芦屋市 上下水道部 水道工務課
	芦屋市 上下水道部 下水道課
	大阪ガスネットワーク(株)

芦屋市無電柱化推進計画 実施計画

芦屋市 都市建設部 道路・公園課

住 所：〒659-8501 芦屋市精道町7番6号

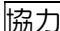
TEL：(0797) 38-2116

FAX：(0797) 38-2163

H P：http://www.city.ashiya.lg.jp/

令和4年（2022年）3月 策定

令和4年（2022年）12月第1回改定

 表示文字：兵庫県立芦屋高等学校 書道部

